

答申第 884 号

諮問第 1573 号

件名：平成 25 年度自動車税滞納者に対する処分の詳細がわかる資料一式の不
開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 5 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

不開示の理由説明が不十分であり不当である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求内容について

平成 29 年 5 月 12 日付けの本件行政文書開示請求書は愛知県東尾張県税事務所（以下「東尾張県税事務所」という。）の情報公開窓口に提出されており、同請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」には「平成 25 年度自動車税滞納者に対する処分の詳細がわかる資料一式」と記載されている。そして、審査請求人から平成 29 年 5 月 17 日に東尾張県税事務所総務課に本件開示請求の趣旨について電話があった際に、平成 25 年 5 月に課税された自動車税の滞納者に対して財産調査をどのように行っているのか、また、何を差し押さえて最終的にどのような処分がなされたかを知りたいとのことであると確認した。

滞納整理に係る事務としては、納入期限までに所定の税を納めず、その後の督促等をして納付がなく滞納者と判断された者について、併せて当該滞納者に対して財産調査を行い（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 167 条（同条第 6 項では、自動車税に係る地方公共団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による、とされている。）、

財産調査の結果、差押えを行うことができる財産を有しているにもかかわらず、所定の税を完納しない場合に差押処分を行う（地方税法第 167 条（自動車税））。その後、当該財産を換価した上で、配当処分により税への充当、滞納者の債権者への配分がされる（地方税法第 167 条（自動車税））。

そこで、本件の請求内容に関する審査請求人への上記確認を踏まえ、「平成 25 年度自動車税滞納者に対する処分」とは、東尾張県税事務所管内で平成 25 年 5 月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた差押処分及び配当処分であると解した上で、「詳細がわかる資料一式」とは、それらの者に対して行われた財産調査に係る文書並びにそれらの者に対して行われた差押処分及び配当処分に係る文書であると解した。

(2) 本件行政文書について

前記(1)のとおり本件開示請求の請求内容を解した上で東尾張県税事務所の文書を探索したところ、財産調査の対象となった個人及び法人 2,078 名に係る財産調査に関する照会・調査等の関係書類、差押処分を受けた個人及び法人 618 名に係る差押調書及び配当処分を受けた個人及び法人 615 名に係る配当計算書を確認した。したがって、本件行政文書は、財産調査に関する照会・調査等の関係書類（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類 1」、法人の滞納者に係るものは以下「分類 2」という。）、差押調書（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類 3」、法人の滞納者に係るものは以下「分類 4」という。）、及び配当計算書（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類 5」、法人の滞納者に係るものは以下「分類 6」という。）を特定した。

分類 1 及び分類 2 に係る文書は、滞納者の財産を調査するために滞納者と関係のある各種第三者に対して行った財産の有無等に関する照会・調査の関係書類であり、滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、調査先、調査事項及びその回答等が具体的かつ詳細に記載されている。

分類 3 及び分類 4 に係る文書は、滞納者に対して財産の差押処分を行う際に作成した調書であり、第三者の協力によって収集した滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、滞納金額、差押財産、処分理由等が具体的かつ詳細に記載されている。

分類 5 及び分類 6 に係る文書は、差し押えた財産の換価代金を配当するために作成した計算書であり、第三者の協力によって収集した滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、換価財産等の名称・数量・性質・所在、金額、債権者の住所、氏名、債権額及び配当金額等が具体的かつ詳細に記載されている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

分類 1、3 及び 5 に係る文書は、滞納整理における処分又は財産調査の際に作成した書類で個人が自動車税滞納者となっているものである。これら

の文書は、個人の滞納者の氏名、住所等の特定の個人が識別できる情報又は特定の個人を識別することができなくても、経済状況、財産状況等個人の滞納者の機微に係る情報が記載されていることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、分類1、3及び5に係る文書は、条例第7条第2号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当するものではない。

したがって、分類1、3及び5に係る文書は条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

分類2、4及び6に係る文書は、滞納整理における処分及び財産調査の際に作成した書類で法人が自動車税滞納者となっているものである。これらの文書は、法人の滞納者の名称、所在地、滞納金額、差押財産及び処分理由等に関する情報、財務状況、財産状況等が記載されており、これらは全体として法人の滞納整理等に関する情報である。したがって、分類2、4及び6に係る文書を開示した場合、当該法人が自動車税を滞納していること及び経営状況が判明することにより、当該法人の信用が損なわれ、取引先が当該法人に警戒心をもって臨むこと、契約交渉等において支障が生じること、同業他社との競争関係において不利となること、その他事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、分類2、4及び6に係る文書は条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 分類1及び分類2について

分類1及び2に係る文書は、滞納整理における処分の前提となる財産調査の際に作成した書類であり、これらの情報は徴税事務に関して知り得た秘密を含んでいる。これらの文書に記載されている、徴税吏員が質問検査権を行使するなどして知り得た滞納者自身や滞納者の取引先の秘密に係る情報については、当然、徴税事務のみに使用され、外部には公にされないことが前提となっている（地方税法第22条）。したがって、このような情報が公にされると、調査に協力した第三者の信頼を著しく損ない、今後税務当局（愛知県の税務部門をいう。以下同じ。）が行う滞納者の収入、資産等の状況の調査に対する協力を得ることができなくなるおそれがあり、その結果として愛知県が行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、分類1及び2に係る文書には、その内容として平成25年度にお

ける自動車税滞納者の徴収に係る事務に関する調査先、調査事項等の滞納整理に関する各種情報が記載されており、その表題部の記載からも照会の対象となる財産の種類が判明してしまうものである。そのため、これらの文書が表題部や日付部分も含め一部でも公にされた場合、滞納者ごとの滞納整理の過程、照会の着手の時期、滞納整理における着眼点等の税務当局の関心事項が明らかとなり、悪意ある滞納者が、滞納整理における処分を逃れ、又は対策を立てるために、財産の隠蔽又は処分をすることが可能となってしまう、徴収が困難となる状況を生ぜしめたり、後の滞納整理において、正確な事実の把握を困難にする又は不当な行為を容易にするなど、愛知県が行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、分類 1 及び 2 に係る文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

イ 分類 3 から分類 6 までについて

分類 3 から 6 までに係る文書は、前記アの文書（分類 1 及び 2 に係る文書）による調査の結果を反映して行う差押処分及びその後の配当の結果が記載されているものであることから、内容としては、分類 1 及び 2 に係る文書と同じく徴税事務のみに使用され、外部には公にされないことが前提となっている情報により構成されている文書であるため、当該文書が公開されることにより、分類 1 及び 2 に係る文書を開示した場合と同様に第三者の協力が得られなくなり適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、例えば滞納金額や調書の日付など第三者に照会した情報ではない情報についても開示されてしまうと、複数の差押調書を比較することで、差押処分が実際に行われる滞納金額の総額や処分が行われるタイミング等税務当局の事務の傾向を把握することが可能となってしまうため、これらの書類が一部でも公になってしまうと、分類 1 及び 2 に係る文書を開示した場合と同様に滞納整理における処分を逃れ、又は対策を立てることが可能となり、適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって分類 3 から 6 までに係る文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の

もとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、東尾張県税事務所管内で平成 25 年 5 月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた財産調査に係る文書並びにそれらの者に対して行われた差押処分及び配当処分に係る文書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記 3(2)で実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かについて、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書が公にされると、税務当局の関心事項や事務の傾向が明らかとなり、悪意ある滞納者が財産の隠蔽又は処分といった対策を立てることができることにより、愛知県が行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点について、当審査会において本件行政文書及び実施機関から提出された財産調査に係る調査様式を見分したところ、財産調査の方法には様々なものがあり、かつ、その回答内容は調査の対象となった者の財産状況について詳細に記載されていることが認められた。これらのことからすれば、本件行政文書がそれぞれ一部でも開示され、複数の文書の内容を比較、分析すれば、滞納整理における税務当局の関心事項や事務の傾向を把握することができ、悪意ある滞納者が自らの財産の把握につながる関連情報を税務当局に知られないようにするなどして、その財産の隠蔽又は処分を行うことができると考えられる。そうなれば、税務当局が正確に滞納者の財産を把握することが困難となることから、実施機関の主張するように税務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イ該当性について

本件行政文書は、前記(3)において述べたとおり条例第7条第6号に該当することから、同条第2号及び第3号イ該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

東尾張県税事務所管内で平成25年5月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた財産調査並びに差押処分及び配当処分に係る文書で次に掲げるもの

- 分類 1 財産調査に関する照会・調査等の関係書類（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 2 財産調査に関する照会・調査等の関係書類（法人の滞納者に係るもの）
- 分類 3 差押調書（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 4 差押調書（法人の滞納者に係るもの）
- 分類 5 配当計算書（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 6 配当計算書（法人の滞納者に係るもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 8. 15	諮問 (弁明書の写しを添付)
30. 10. 23 (第 559 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30. 12. 26 (第 564 回審査会)	審議
31. 1. 22	答申